

日本植物防疫協会主催シンポジウム 「転換期にたつ植物防疫」

9月20日、日本教育会館一ツ橋ホールで開催

日本植物防疫協会は、平成30年9月20日に都内千代田区の日本教育会館一ツ橋ホールでシンポジウム「転換期にたつ植物防疫」を開催し、国や県の行政、試験研究機関、普及指導機関、農薬企業、大学、生産者などから約600名が出席しました。

開会に先立ち、上路雅子理事長は、農業競争力強化を目的として、今年6月に農薬取締法の一部改正が行われた。資材費低減の要請の中で欧米にならったジェネリック農薬の登録の簡素化、再評価制度の導入や環境安全項目の追加などが図られることとなった。農薬業界のみならず病害虫防除の現場にも少なからず影響を及ぼすと考えられ、基幹的な農薬がなくなるのではないか、薬剤の選択肢が減って薬剤抵抗性問題への対処が益々難しくならないか、ジェネリック農薬をどのように考えたら良いのか、生物農薬へのシフトを本格的に考える時期なのか等、多くの疑問や不安があると思われる。これらの疑問や不安を抱く関係者に、行政、農薬業界、指導現場の方々を講師に迎え、いち早く情報を伝え、今後の植物防疫推進上の課題を考えていくために、今回のシンポジウムを企画した、と挨拶しました。



挨拶する上路理事長

今回のシンポジウムでは、まず、農林水産省消費・安全局の農薬対策室 石岡知洋室長から「農薬取締法の改正について」と題して、農薬取締法改正の背景および改正のポイントなどについて説明をいただきました。

農薬取締法改正では、農薬の安全性のさらなる向上のために定期的に再評価を行う制度を導入すること、使用者や環境に対する影響評価を充実させること等が説明されました。今後の予定として、法の施行は本年12月1日となるが一部は2020年4月1日の施行となること、これまで通知等で指導していた事項を政省令に盛り込んでいくこと等が紹介されました。また、今後必要となる専門的な評価に対応するため、農業資材審議会農薬部会に3つの専門的な部会の設置が検討されていること等も紹介されました。



農林水産省 石岡氏

次いで、環境省 水・大気環境局農薬環境管理室 小笠原毅輝室長より、「農薬環境行政の課題と対応方針」と題して、農薬取締法に基づく生態影響評価の対象を水産動植物から生活環境動植物に拡大していくに至った背景と目的が説明されました。これを踏まえ、現在、水草と鳥類に対する評価方法を検討していることや、環境中における農薬の暴露評価の方法を検討していることが紹介されました。さらに、今後は水域における長期影響評価なども検討していく方向性が示されました。



環境省 小笠原氏

こうした新たな制度をどう受け止めているのか、農薬工業会の横田篤宜技術部長より「農薬の再評価制度と課題」と題してお話をいただきました。

先行した欧米では、再評価制度の導入に伴うデータ要求の増大といった経済的な理由などから、欧州では2/3、米国では1/3の有効成分が失効となり、評価スケジュールも当初より大幅に遅延したこと等が紹介されました。そのうえで、我が国において今後新たに必要となる使用者安全、蜜蜂影響、生態影響に関する評価が厳しいものとなれば、新規登録はもとより既登録剤の維持にも大きな影響が出てくるとの見通しが示されました。



農薬工業会 横田氏

日産化学株式会社の影島智氏から、「海外ジェネリック農薬の現状と我が国における展望」と題して、ジェネリック農薬の海外での状況、我が国におけるジェネリック農薬の状況と今後について説明いただきました。



日産化学(株) 影島氏

ジェネリック農薬は、廉価販売により世界の農薬市場の64%(2016年)を占めるようになっている。しかし、一方では技術指導・販売後の管理不足等の問題が発生している。我が国では現在、大型品目の4化合物が登録されているが、多種多様な栽培体系により幅広い適用作物を求められる日本の現状では、ジェネリック農薬の参入は限定的となるであろうとの見通しが示されました。

アリスト ライフサイエンス株式会社の里見純氏から、「天敵利用をめぐる海外の動向と我が国における展望」と題して、天敵利用の海外の現状、国内の導入事例の紹介をいただきました。



アリスト ライフサイエンス(株)里見氏

海外では化学農薬による農薬残留問題を契機に天敵利用が進み、オランダ、ベルギーの施設果菜類では天敵利用が100%となっている。日本においても、薬剤に対する抵抗性の発達とIPMの推進により、天敵の導入が益々進むとの見通しが示されました。

最後に、元青森県のりんご研究所所長で現在青森県植物防疫協会の川嶋浩三氏から、「農薬の変遷に対応した現場指導と今後」と題して、青森のりんご栽培における病害虫防除の実態を例にとって説明をいただきました。

防除指導は、県の普及機関や病害虫防除所、JA、農薬メーカーなど多方面からさまざまな方法で行われており、防除暦は重要なツールとなっている。一年を通じ効果的で効率的な防除を行うためには防除暦は必要で、無駄な防除を回避し生産費低減にもつながっている。今回の法改正により基幹薬剤がなくなった場合は、使用薬剤の選択肢が減少し、代替剤が無い場合などが想定される。早めの情報が必要で、解りやすく正確に現場に伝えることが重要である、と話されました。

講演後、総括質疑が行われ、会場から多くの質問や意見が活発に出され、これら提起された問題を共有してシンポジウムを終了しました。



青森県植物防疫協会 川嶋氏



総括質疑の様子



会場の様子

シンポジウム「転換期にたつ植物防疫」の講演要旨は年内には協会 HP に掲載する予定です。ご参照頂ければ幸いです。